様式第5号（第5条関係）

日常生活用具申請却下決定通知書

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

　　　　　　年　　月　　日に申請がありました日常生活用具日常生活用具住宅改修費の給付につきましては、審査の結果却下することに決定しましたのでご承知ください。

（理由）

　この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。

　また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日(上記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。